平成２４年（フ）第４８９号
名古屋市守山区八反10番７号
破産者　小木曽トキ子
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９３０号
大阪府吹田市佐竹台５丁目１番B32―304号
破産者　小寺　昭博
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５３６号
大阪府吹田市豊津町１―11　西浦ビル405号、住民票上の住所大阪府豊中市蛍池東町１丁目４番11―401号
破産者　森本　末年
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９１号
大阪府寝屋川市黒原旭町24番25号
破産者　山之氏組こと　山之氏義昭
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０９４号
大阪市東淀川区豊新４丁目26番９号　ハイツ岩本207号
破産者　岩田　久昭
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３６８号
大阪市此花区春日出北１丁目２番３号　サンロードマンション802号
破産者　本多　嗣門
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３９１号
大阪府八尾市東山本町５丁目８番48号
破産者　田川留里子
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４１３号
兵庫県尼崎市立花町１丁目９番15号　３階
破産者　松田　義彦
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４３２号
大阪市東淀川区豊新３丁目23番４号　淀川ハイツ402
破産者　中川　　勉
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４３９号
大阪府守口市馬場町３丁目６番１―201号、前住所大阪府八尾市西弓削２丁目134番地
破産者　村上　一郎
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３３号
堺市堺区翁橋１丁８―14シャルマンフジ堺東グレイス1301号、開始決定時の住所堺市堺区南半町東１丁１番６号　御陵前ハイツ402号
破産者　ＫＯ・ＴＡ・ＫＡこと　古鷹　正徳
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６９１号
堺市堺区神石市之町２番２号、前住所堺市堺区緑ヶ丘北町１丁１番３―305号
破産者　尾西　照世
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３６３号
兵庫県宝塚市福井町26番21号　メゾンミサカ302号、前住所兵庫県川辺郡猪名川町島字柿瀬29番地の８
破産者　満田浩太郎
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２９号
兵庫県宝塚市野上６丁目３番10―404号
破産者　夏原　秀樹
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３５号
兵庫県宝塚市川面６丁目27番３―206号
破産者　久山　　祐
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第６６号
兵庫県川西市滝山町20番２―505号
破産者　川西木材工芸こと　藤原　孝弘
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２３７号
石川県野々市市御経塚３丁目203番地セサ２―３Ｃ号室、住民票上の住所兵庫県尼崎市尾浜町２丁目19番９号小林文化、前々住所大阪市東成区玉津２丁目14番13号
破産者　エスティーズテックこと　池端　和徳
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９３４号
兵庫県西宮市すみれ台１丁目６番地２
破産者　川端　　勲
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係